

**独立行政法人日本スポーツ振興センターが
中期目標を達成するための計画
(中期計画)**

**認可：平成30年3月30日
(令和2年3月31日改正)
(令和4年3月25日改正)
(令和4年8月26日改正)**

独立行政法人日本スポーツ振興センター

目 次

(序文)	1
(基本方針)	1
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため 取るべき措置	
1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する 事項.....	2
2. 国際競技力向上のための取組に関する事項.....	3
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項.....	4
4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項.....	5
5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実にに関する事項.....	7
6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項.....	8
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置.....	10
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置	
1. 予算の適切な管理と効率的な執行等.....	11
2. 自己収入の拡大.....	12
3. 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）.....	12
4. 期間全体に係る収支計画.....	13
5. 期間全体に係る資金計画.....	13
IV. 短期借入金 の 限度額.....	13
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画.....	13
VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	13
VII. 剰余金の使途.....	13
VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	
1. 長期的な視野に立った施設整備の実施.....	14
2. 内部統制の強化.....	14

3. 適正な人員配置等	15
4. 情報セキュリティ対策の強化	16
5. 中期目標の期間を超える債務負担行為	16
6. 積立金の使途	17
別表－1～18 期間全体に係る予算、収支計画、資金計画	18
別表－19 長期的視野に立った施設整備・管理の充実	36
別紙 運営費交付金算定ルール	37

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、平成 30 年 3 月 1 日付けをもって文部科学大臣から指示のあった独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）の中期目標（令和 2 年 3 月 5 日変更指示）を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

J S C は、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、スポーツ施設の管理運営、国際競技力向上のための支援、スポーツ振興くじの販売とスポーツ振興助成の実施、災害共済給付の実施等の多様な業務を実施している。

現在、我が国においては、ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020 年東京大会」という。）等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっている一方で、スポーツ参画人口の拡大が大きな政策課題とされている。また、学校の管理下における児童生徒等の事故等の発生件数は近年減少傾向であるものの、その発生率は横ばいの状況であると見受けられるが、特に体育や運動部活動が活発になる中学・高校段階において、スポーツ活動中の事故が多く発生していることが一因であることから、学校において安全にスポーツを行うことができる取組を促進することが重要である。

このような状況を踏まえ、J S C は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）、「第 2 期スポーツ基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定。以下「スポーツ基本計画」という。）、「第 2 次学校安全の推進に関する計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）等に基づき、日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）、日本オリンピック委員会（以下「J O C」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「J P C」という。）、日本アンチ・ドーピング機構（以下「J A D A」という。）等のスポーツ関係団体及び学校安全に関する団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮していくため、次に掲げる業務を実施する。

- ① スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する業務
- ② 国際競技力向上のための研究・支援等に関する業務
- ③ スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する業務
- ④ スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する業務
- ⑤ 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する業務
- ⑥ 国内外の情報の分析・提供等に関する業務

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。

さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。

(1) 毎年度、保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。

(2) 毎年度2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ、必要な改善を計画的に実施することによりサービスの向上を図る。また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。

(3) 新国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、以下の業務を実施する。

① 適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査を引き続き実施する。

② 令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえ、改修の検討等を進める。

③ 2020年東京大会後速やかに、必要となる図面等を開示した上でマーケットサウンディング等を行う。

④ 令和2年秋以降に文部科学省が中心となって構築される民間事業化に係る事

業スキームを踏まえ、公募等の個々の手続きを進める。

- (4) 毎年度実施するアンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について、費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討し、可能なものから実施する。
- (5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について平成 30 年度中に検討し、結論を出すとともに、検討結果を踏まえて具体的な取組を進める。
- (6) 平成 30 年度において、高校登山部顧問教員等を対象とした研修会の開催や指導者用テキスト等の資料を作成するとともに、毎年度、安全な登山の基礎的な知識や技術に関する啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全登山に関する情報発信を行う。
- (7) 国立登山研修所の主催事業を見直し、登山リーダー研修会等新たな枠組みによる登山指導者の育成を検討する。また、国立登山研修所の今後の機能や役割については、令和 3 年度末までに業務内容を検証し、国立登山研修所が実施すべき業務を整理するとともに、結果を踏まえた見直しの方向性について令和 4 年度末までに検証する。

2. 国際競技力向上のための取組に関する事項

J S C は、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターの機能の整備・充実を図るとともに、J O C、J P C 及び中央競技団体等と連携し、2020 年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上を図る。

- (1) J O C 及び J P C 等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を 4 年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、P D C A サイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニタリング等による支援を行うなどにより課題等を明確にし、関係機関と情報共有を図り、

中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。

- (2) JOC、JPC、JSPO及び中央競技団体等と連携し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。
- (3) JOC、JPC、各中央競技団体等と連携し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、支援の更なる充実に努める。
- (4) ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析やアスリートの各種データ（メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等）を一元的に管理するシステムの構築・活用により、効果的・効率的に強化活動を支援する。
- (5) オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療・アスレティックリハビリテーション、障害等の予防に関する啓発等を行う。
- (6) 各地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、ハイパフォーマンススポーツセンターの機能を地域に展開するとともに、ハイパフォーマンススポーツセンターにおけるスポーツ医・科学・情報分野の人材育成機能を強化する。
- (7) 国内外の研究機関等との連携を強化し、国際競技力向上に資するスポーツ医・科学、情報等に関する研究及び競技用具の機能向上のための技術等の開発を行う。また、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表などを通して研究成果の普及に努める。
- (8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による各年度の業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項

スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下「スポーツ振興助成制度」

という。)は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。

特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めることとする。

また、スポーツ振興くじの助成金の配分に当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うことにより、地域のスポーツ参画人口の増加に努める。

(1) スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するため、以下の取組を行う。

- ① 特約店やインターネット販売等の各チャネルの特長を活かした販売方法の工夫を行う。
- ② 商品の開発に当たっては、魅力的なものとなるよう、十分な市場調査等を行う。
- ③ 広告宣伝の効果を継続的に検証し、より効果的・効率的な広告宣伝を実施する。

(2) スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの見直しを行う。

- ① アンケートやヒアリング等を通じて、地方公共団体、スポーツ団体からの地域スポーツの振興に関するニーズ等の把握に努める。
- ② 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議結果を踏まえて評価を行う。

(3) スポーツ振興助成制度の主旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、CMやウェブサイト等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。

(4) スポーツ振興投票等業務については、民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。

4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項

スポーツにおけるドーピングの防止活動を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、特に2020年東京大会に向けて重点的に対応する他、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるク

リーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。

- (1) ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為に対処するため、関係機関と連携を図り、インテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動。）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、JADAに情報提供を行う。
- (2) インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。
- (3) インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ（監督・コーチ等）、競技団体職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADAや関係団体と連携してスポーツ関係者に対する研修会の開催を通じた広報活動に取り組む。
- (4) 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、連絡会議等におけるJADAや関係団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。
- (5) 法律家及び医師等のうちから適切な者を日本アンチ・ドーピング規律パネル（外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聞いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関（以下「規律パネル」という。））委員として任命する。また、規律パネルが独立し、アンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、同パネルを着実に運用する。
- (6) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・情勢について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び同報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、連絡会議等を通じスポーツ庁、スポーツ団体及び関係機関に提供するための体制を構築し、我が国のスポ

ーツ・インテグリティの保護・強化を図ることに寄与する。

- (7) スポーツ団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況を把握するためのアンケート調査等を定期的実施し、その変化を観察・分析するためのモニタリングを実施する。
- (8) モニタリングの結果をスポーツ団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。
- (9) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト令和2年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。
- (10) 弁護士・公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会について、令和2年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。
- (11) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNSによる相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。

5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項

災害共済給付については、学校の管理下の災害に対し給付を行う公的制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。

また、学校安全支援については、給付業務から得られた事故情報を学校関係者へ分かりやすく提供を行うとともに、関係団体との新たな連携・協力の下、学校現場における事故防止の取組を支援する。

- (1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。

- ① 日々の審査に従事する審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための研修を充実させる。
 - ② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会へ付議するとともに、学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を実施する。
 - ③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。
- (2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対して、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁・自治体との連携・協力の下、毎年度制度説明チラシ等の配布や説明会の開催等の加入促進の取組を行い、中期目標期間を通じて加入率を増加させる。
- (3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件の内容を精査し、対応策を検討した上で、ホームページ、説明会、機関誌等を活用し、毎年度利用者への制度周知等を行い、中期目標期間を通じて差戻し件数を減少させることにより、利用者の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図る。
- (4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例集」等を毎年度作成し、設置者へ送付するとともに、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供する。また、学校現場において事故防止のための対策に活用されることを促進するため、都道府県教育委員会等と連携し、教職員を対象とした研修会・講習会等を通じて周知するとともに、効果的な学校安全資料の活用方法の例示等を行う。
- (5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、重大事故に繋がる要因分析等を行い、その結果を踏まえた事故防止の留意点を検討するため、医学・歯学、教育、学校安全等の外部有識者による「学校災害防止調査研究委員会」の活動を充実する。また、中期目標期間を通じて学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築し、上記の学校安全資料が、学校において効果的に活用できる方法を検討し周知することで、学校現場における事故防止の取組を支援する。

6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項

諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関、及び地方公共団体や

国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する国内外の最新の取組や動向等の情報を継続的に毎年度100件以上収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に有効な情報を提供することを通じて、我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進を図る。

業務の展開に当たっては、国内で開催される大規模国際スポーツイベントを踏まえつつ、中期目標期間を通じて各業務で着実に成果を創出できるよう、年度毎の優先度を設定して実施する。

- (1) 組織間の連携協力に関する覚書（MOU）を締結している諸外国の政府系スポーツ組織とのワークショップや当該機関関係者の日本訪問時などの機会を活用したミーティング等を通じて、諸外国のスポーツ政策や国際スポーツ戦略に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、公開情報では把握できない情報を収集し、分析する。
- (2) スポーツに関連する国際機関によるプロジェクト等を通じて、スポーツを通じた地域活性化や国際社会の調和ある発展への貢献に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。
- (3) J S C ロンドン事務所を活用して在英邦人機関との連携や欧州のスポーツ機関との情報交換を行うとともに、新たなスポーツ機関や関係者とのネットワークの構築を進める。また、今後の海外拠点の在り方について、令和2年度末までに検討する。
- (4) スポーツ国際戦略のアジア展開プラットフォームとしてのアジアスポーツ研究強化拠点連合（A S I A）に参画し、情報交換の場として有効に活用できるよう、アセアン諸国をはじめとするアジア各国のスポーツ機関と国内スポーツ機関との連携活動を支援する。
- (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）に基づく取組として、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、参加自治体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行うなど、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進する。

- (6) 子供や女性、障害者、高齢者のスポーツ参加促進、及びスポーツ未実施者等のスポーツ参加促進、スポーツを通じた国際交流・国際貢献等に関する最新の情報をウェブサイト、学術誌等の公開情報及び国際機関とのメール等によるコミュニケーションにより収集し、その特徴や傾向を分析する。
- (7) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び国際競技連盟が発行する機関誌等により国際スポーツ界における最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。
- (8) 収集・分析した情報をデータベース化するとともに、スポーツ関係者や地方公共団体関係者を対象としたメーリングリスト及びフェイスブック等を活用し、最新情報を適時提供する。
- (9) スポーツ庁との定期的な会議やスポーツ庁が設置する有識者会議、J S Cが開催するセミナー等の中で収集・分析した情報を提供する。
- (10) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているかをアンケート調査等により把握し、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の方法を検討する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

2020年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、J S Cを取り巻く状況の変化に対応しつつ、業務の質の確保に留意し、業務運営や組織体制を見直すことにより、一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標期間の最終年度において、それぞれ平成29年度比5%以上の削減を図る。

- (1) 毎年度、既存業務の必要性・効率性・有効性について点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。
- (2) 他法人との消耗品等の共同調達をはじめ、間接業務の共同実施について、令和元年度末までに費用対効果や実現可能性等、様々な観点からの検討を行い、他法人との調整等が整ったものから、順次実施することにより事務の効率化を図る。
- (3) 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）に準じ、業務の効率化を図るため、令和元年度末までに法人全体に共通する業務について優先的に電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど、費用対

効果をはじめとして実現可能性を検証し、その結果を踏まえて実施する。

- (4) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
- (5) 理事長のガバナンス等に関する点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度3回実施し、内部統制の推進状況や課題と業務の取組状況について意見交換を行うとともに、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。
- (6) 業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。
- (7) 人件費（法律等により新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。
- (8) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮し、毎年度、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともにその検証結果や取組状況をホームページに公表する。
- (9) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。
- (10) 全ての内部規程や業務マニュアルについて、業務が非効率となっているか又は実態に即していない内容となっているかという観点で令和2年度末までに内容を順次見直し、業務の効率化と適正化を図る。
- (11) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営を行うための体制や規程等の見直しなどを進める。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 予算の適切な管理と効率的な執行等

業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。

- (1) 中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う体制を構築する。
- (2) 運営費交付金を効率的に執行するため、適切な予算配分等を行う。また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。
- (3) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

2. 自己収入の拡大

自己収入について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図るため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、多様な財源の確保に努める。

- (1) スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。
- (2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、他の独立行政法人の事例や費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、取組を実施する。
- (3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、類似施設の情報収集及び効果・影響の検証等を踏まえて検討し、令和元年度末までに結論を出す。

3. 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 総計 | 別表－1 のとおり |
| (2) 投票勘定 | 別表－2 のとおり |
| (3) 災害共済給付勘定 | 別表－3 のとおり |
| (4) 免責特約勘定 | 別表－4 のとおり |
| (5) 特定業務勘定 | 別表－5 のとおり |
| (6) 一般勘定 | 別表－6 のとおり |

4. 期間全体に係る収支計画

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 総計 | 別表－7 のとおり |
| (2) 投票勘定 | 別表－8 のとおり |
| (3) 災害共済給付勘定 | 別表－9 のとおり |
| (4) 免責特約勘定 | 別表－10 のとおり |
| (5) 特定業務勘定 | 別表－11 のとおり |
| (6) 一般勘定 | 別表－12 のとおり |

5. 期間全体に係る資金計画

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 総計 | 別表－13 のとおり |
| (2) 投票勘定 | 別表－14 のとおり |
| (3) 災害共済給付勘定 | 別表－15 のとおり |
| (4) 免責特約勘定 | 別表－16 のとおり |
| (5) 特定業務勘定 | 別表－17 のとおり |
| (6) 一般勘定 | 別表－18 のとおり |

IV. 短期借入金 の 限度額

業務運営上必要な短期借入金 の 限度額は、10 億円とする。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

スポーツ振興基金に充てるため政府が出資した金額については、「スポーツ振興基金の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 3 日付 27 文科ス第 349 号）に基づき、国庫納付を行う。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

VII. 剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。

- (1) スポーツ施設の保守・改修
- (2) スポーツ振興基金助成事業の充実
- (3) 情報システム関連の整備
- (4) 人材育成
- (5) 職場環境の改善
- (6) 広報、成果の普及・啓発
- (7) 主催事業及び調査研究事業の充実

VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1. 長期的視野に立った施設整備の実施

長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。

(別表－19を参照)

- (1) 新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」（平成27年12月22日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポークス体制の下、以下の取組を実施する。

- ① 専門人材の配置等による体制の強化
- ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施
- ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上
- ④ 関係閣僚会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告

- (2) 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画として「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27年3月文部科学省）」に基づく「個別施設計画」を令和2年度末までに策定するとともに、計画的に施設整備

を推進する体制を構築する。

- (3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、毎年度、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。

2. 内部統制の強化

前中期目標期間において、新国立競技場の整備に係るガバナンス体制の不備が見受けられたこと、及び会計検査院からの不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、法令等を遵守するとともに、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や内部統制システムの整備を進める。

- (1) 経営方針を明確化し、役職員が一体となって法人の目的を達成するため、毎年度、理事長による役職員向けの年度方針説明を行う。
- (2) 内部統制に関する役職員の認識について、中期計画期間を通じて定期的にアンケート等により調査し、その結果を踏まえて検討された対策を講じていくとともに、研修等を通じて、内部統制の重要性について浸透を図る。
- (3) 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で毎年度作成する年間の監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。これらモニタリングの取組を着実に実施することにより、PDCAサイクルの確立と徹底を図る。
- (4) 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）における内部統制の基本的要素を踏まえ、内部統制の強化に関する5年間を見据えたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを平成30年度中に作成し、内部統制委員会や運営点検会議においてその進捗状況を確認することにより、アクションプランに記載した事項を着実に実施する。

3. 適正な人員配置等

質の高い業務運営を行い、JSCの目的を確実に達成するため、中期目標期間を通じて専門性のある業務を含め必要な人材の育成・確保に努めるとともに、人員の適正

かつ柔軟な配置を行い、組織の機能を向上させる。

- (1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うことと連動して、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた人員配置を行う。また、作成した人員計画を踏まえた採用や人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。
- (2) 既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直しを行う。
- (3) 業務成果の最大化を図るため、J S C 業務の理解、J S C を取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の習得など、多様な研修を計画的に実施する。
- (4) 男女共同参画及び障害者雇用の推進に取り組むとともに、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策の推進等の職場環境の充実を図る。

4. 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、中期目標期間を通じて情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。

- (1) 情報セキュリティレベルを高めるため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「独立行政法人日本スポーツ振興センター情報セキュリティ管理運用細則」）等の関係規程を適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書を平成 30 年度中に作成する。
- (2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にイーラーニング形式のアンケート調査を実施し、理解度の確認と自己学習による理解の徹底を図るとともに研修内容の改善及び充実を図る。
- (3) 情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、政府系機関主催の研修会等を有効に活用することにより、職員の研修機会の充実を図る。

(4) 情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に把握し、P D C Aサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図るため、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、監査結果等を踏まえて改善策を検討し「情報セキュリティ対策推進計画」として取りまとめ、それに基づいた改善策を実施する。

5. 中期目標の期間を超える債務負担行為

中期目標期間を超える債務負担については、J S Cの業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

- ・国立競技場敷地の一部である東京都有地、新宿区有地及び渋谷区有地を対象とする一般定期借地権設定契約に係る土地賃借料その他当該借地契約に基づく債務

6. 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める業務の財源に充てる。

期間全体に係る予算(総計)

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
運営費交付金	74,143
災害共済給付補助金	10,671
基金運用収入	663
国立競技場等運営収入	6,132
国立スポーツ科学センター運営収入	2,002
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,831
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	363
スポーツ振興投票事業収入	552,810
共済掛金収入	82,966
スポーツ振興投票事業準備金戻入	95,787
特定業務特別準備金戻入	56,401
長期借入金等	114,130
都道府県整備費負担金	43,148
受託事業収入	15,430
寄附金収入	113
営業外収入	856
利息収入	110
その他収入	6
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,398
積立金取崩額	4,995
計	1,064,962
[支出]	
業務経費	418,365
うち、人件費	17,712
新国立競技場整備事業費	132,343
国立代々木競技場耐震改修等工事費	11,684
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費	1,300
国立競技場等運営費	3,436
国立スポーツ科学センター運営費	7,844
ナショナルトレーニングセンター運営費	3,234
国立登山研修所運営費	260
スポーツ振興基金事業費	4,442
競技力向上事業費	46,711
スポーツ活動環境公正化事業費	271
スポーツ及び健康教育普及事業費	3,023
スポーツ振興投票業務運営費	90,317
スポーツ振興投票助成事業費	95,787
給付金	91,469
受託事業費	15,430
一般管理費	5,619
うち、人件費	3,116
物件費	2,503
払戻返還金	275,000
国庫納付金	32,108
スポーツ振興投票事業準備金繰入	96,323
特定業務特別準備金繰入	55,000
事業外支出	66,810
計	1,056,123

[人件費の見積り] 期間中総額16,766百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

[注記]

- 1 退職手当については、独立行政法人日本スポーツ振興センター役員退職手当規則及び同職員退職給与規則に基づいて支給することとし、そのうち、次に掲げる自己収入で手当する分を除く額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

投票勘定 スポーツ振興投票事業収入で手当する46人分

- 2 勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

期間全体に係る予算(投票勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収 入]	
ｽｰｯ振興投票事業収入	552,810
ｽｰｯ振興投票事業準備金戻入	95,787
利息収入	93
積立金取崩額	4,995
計	653,685
[支 出]	
業務経費	188,544
うち、人件費	2,440
ｽｰｯ振興投票業務運営費	90,317
ｽｰｯ振興投票助成事業費	95,787
一般管理費	362
払戻返還金	275,000
国庫納付金	32,108
特定業務勘定へ繰入	55,000
ｽｰｯ振興投票事業準備金繰入	96,323
計	647,336

[人件費の見積り]

期間中総額2,066百万円を支出する。

期間全体に係る予算(災害共済給付勘定)

【別表-3】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
災害共済給付補助金	10,671
共済掛金収入	81,002
免責特約勘定より受入	1,454
利息収入	7
計	93,134
[支出]	
給付金	91,469
一般勘定繰入金	1,115
計	92,584

期間全体に係る予算(免責特約勘定)

【別表－４】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
共済掛金収入	1,964
利息収入	7
計	1,971
[支出]	
災害共済給付勘定へ繰入	1,454
一般勘定繰入金	117
計	1,572

期間全体に係る予算(特定業務勘定)

【別表－5】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
投票勘定より受入	55,000
特定業務特別準備金戻入	56,401
長期借入金等	114,130
都道府県整備費負担金	43,148
計	268,679
[支出]	
業務経費	145,327
うち、新国立競技場整備事業費	132,343
国立代々木競技場耐震改修等工事費	11,684
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費	1,300
特定業務特別準備金繰入	55,000
事業外支出	66,810
計	267,137

期間全体に係る予算(一般勘定)

【別表-6】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
運営費交付金	74,143
基金運用収入	663
国立競技場等運営収入	6,132
国立スポーツ科学センター運営収入	2,002
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,831
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	363
受託事業収入	15,430
寄附金収入	113
営業外収入	856
災害共済給付勘定受入金	1,115
免責特約勘定受入金	117
利息収入	3
その他収入	6
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,398
計	105,180
[支出]	
業務経費	84,493
うち、人件費(事業系)	15,273
国立競技場等運営費	3,436
国立スポーツ科学センター運営費	7,844
ナショナルトレーニングセンター運営費	3,234
国立登山研修所運営費	260
スポーツ振興基金事業費	4,442
競技力向上事業費	46,711
スポーツ活動環境公正化事業費	271
スポーツ及び健康教育普及事業費	3,023
受託事業費	15,430
一般管理費	5,257
うち、人件費(管理系)	3,116
物件費	2,141
計	105,180

[人件費の見積り]

期間中総額14,700百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

期間全体に係る収支計画(総計)

【別表－7】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	858,478
経常費用	707,155
業務経費	282,242
給付金	91,469
払戻返還金	275,000
受託事業費	15,430
国庫納付金	32,108
一般管理費	5,324
財務費用	5,582
臨時損失	151,323
収益の部	904,212
経常収益	752,024
運営費交付金収益	74,143
災害共済給付補助金収益	10,671
国立競技場等運営収入	6,132
国立スポーツ科学センター運営収入	2,002
ショナルトレーニングセンター運営収入	2,831
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	363
スポーツ振興投票事業収入	552,810
共済掛金収入	82,966
利息及び配当金収入	670
受託事業収入	15,430
寄附金収益	113
資産見返運営費交付金戻入	2,796
資産見返研究設備整備費補助金戻入	65
資産見返寄附金戻入	53
財務収益	110
雑益	862
臨時利益	152,188
純利益	45,735
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,398
積立金取崩額	4,995
総利益	52,127

[注記]

勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

期間全体に係る収支計画(投票勘定)

【別表－８】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	651,260
経常費用	554,937
業務経費	192,189
払戻返還金	275,000
国庫納付金	32,108
特定業務勘定へ繰入	55,000
一般管理費	640
臨時損失	96,323
収益の部	648,690
経常収益	552,903
スポーツ振興投票事業収入	552,810
財務収益	93
臨時利益	95,787
純利益	△2,570
積立金取崩額	4,995
総利益	2,425

期間全体に係る収支計画(災害共済給付勘定)

【別表－9】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	92,584
経常費用	92,584
給付金	91,469
一般勘定繰入金	1,115
収益の部	93,134
経常収益	93,134
災害共済給付補助金収益	10,671
共済掛金収入	81,002
免責特約勘定より受入	1,454
財務収益	7
純利益	550
総利益	550

期間全体に係る収支計画(免責特約勘定)

【別表－10】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	1,572
経常費用	1,572
災害共済給付勘定へ繰入	1,454
一般勘定繰入金	117
収益の部	1,971
経常収益	1,971
共済掛金収入	1,964
財務収益	7
純利益	399
総利益	399

期間全体に係る収支計画(特定業務勘定)

【別表－11】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	62,564
経常費用	7,564
業務経費	1,984
財務費用	5,580
臨時損失	55,000
収益の部	111,401
経常収益	55,000
投票勘定より受入	55,000
臨時利益	56,401
純利益	48,837
総利益	48,837

期間全体に係る収支計画(一般勘定)

【別表－12】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	108,185
経常費用	108,185
業務経費	88,069
受託事業費	15,430
一般管理費	4,684
財務費用	2
収益の部	106,811
経常収益	106,811
運営費交付金収益	74,143
国立競技場等運営収入	6,132
国立スポーツ科学センター運営収入	2,002
ショナルトレーニングセンター運営収入	2,831
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	363
利息及び配当金収入	670
受託事業収入	15,430
災害共済給付勘定受入金収益	1,223
免責特約勘定受入金収益	117
寄附金収益	113
資産見返運営費交付金戻入	2,796
資産見返研究設備整備費補助金戻入	65
資産見返寄附金戻入	53
財務収益	3
雑益	862
純利益	△ 1,374
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,398
総利益	24

期間全体に係る資金計画(総計)

【別表-13】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1,656,286
業務活動による支出	674,798
投資活動による支出	859,839
財務活動による支出	69,775
次期中期目標期間への繰越金	51,874
資金収入	1,656,286
業務活動による収入	797,045
運営費交付金収入	74,143
スポーツ振興投票事業収入	551,353
共済掛金収入	82,966
受託事業収入	15,430
国立競技場等の運営による収入	6,132
国立スポーツ科学センターの運営による収入	2,002
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	2,831
国立登山研修所の運営による収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	363
基金業務における利息及び配当金収入	663
基金業務における有価証券の償還による収入	6,250
補助金等収入	10,671
寄附金収入	113
その他の収入	44,010
利息及び配当金の受取額	110
投資活動による収入	714,796
定期預金の払戻しによる収入	522,750
有価証券の償還による収入	192,046
財務活動による収入	114,139
短期借入れによる収入	35,340
長期借入れによる収入	78,790
民間出えん金の受入による収入	9
前期中期目標期間よりの繰越金	30,306

[注記]

勘定間の繰入及び受入額については、相殺している。

期間全体に係る資金計画(投票勘定)

【別表－14】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1,287,545
業務活動による支出	525,448
投資活動による支出	716,495
財務活動による支出	2,011
次期中期目標期間への繰越金	43,592
資金収入	1,287,545
業務活動による収入	551,446
スポーツ振興投票事業収入	551,353
利息及び配当金の受取額	93
投資活動による収入	714,796
定期預金の払戻しによる収入	522,750
有価証券の償還による収入	192,046
前期中期目標期間よりの繰越金	21,303

期間全体に係る資金計画(災害共済給付勘定)

【別表-15】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	93,533
業務活動による支出	92,584
次期中期目標期間への繰越金	949
資金収入	93,533
業務活動による収入	93,134
共済掛金収入	81,002
免責特約勘定より受入による収入	1,454
補助金等収入	10,671
利息及び配当金の受取額	7
前期中期目標期間よりの繰越金	399

期間全体に係る資金計画(免責特約勘定)

【別表－16】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	2,459
業務活動による支出	1,572
次期中期目標期間への繰越金	887
資金収入	2,459
業務活動による収入	1,971
共済掛金収入	1,964
利息及び配当金の受取額	7
前期中期目標期間よりの繰越金	488

期間全体に係る資金計画(特定業務勘定)

【別表-17】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	216,477
業務活動による支出	7,564
投資活動による支出	143,344
財務活動による支出	61,230
次期中期目標期間への繰越金	4,339
資金収入	216,477
業務活動による収入	98,148
投票勘定より受入による収入	55,000
その他収入	43,148
財務活動による収入	114,130
短期借入れによる収入	35,340
長期借入れによる収入	78,790
前中期目標期間よりの繰越金	4,199

期間全体に係る資金計画(一般勘定)

【別表－18】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	113,959
業務活動による支出	105,317
財務活動による支出	6,534
次期中期目標期間への繰越金	2,107
資金収入	113,959
業務活動による収入	110,033
運営費交付金収入	74,143
受託事業収入	15,430
国立競技場等の運営による収入	6,132
国立スポーツ科学センターの運営による収入	2,002
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	2,831
国立登山研修所の運営による収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	363
基金業務における利息及び配当金収入	663
基金業務における有価証券の償還による収入	6,250
災害共済給付勘定受入金による収入	1,115
免責特約勘定受入金による収入	117
寄附金収入	113
その他の収入	862
利息及び配当金の受取額	3
財務活動による収入	9
民間出えん金の受入による収入	9
前期中期目標期間よりの繰越金	3,917

長期的視野に立った施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額 (百万円)	財 源
-	-	-

〔注記〕

業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

新国立競技場の整備その他の関連経費コストは、「新国立競技場の整備計画」に基づけば、第 3 期に引き続き、竣工までにスタジアム本体・周辺整備 155,000 百万円、設計・監理等 4,000 百万円、解体工事費 5,500 百万円、日本青年館・JSC 本部移転経費 17,400 百万円、埋蔵文化財調査費 1,400 百万円が見込まれる。

なお、そのほか、通信・セキュリティ関連機器、什器等の費用が別途見込まれる。

この財源については、「新国立競技場整備に係る財源負担について」に基づき、国の負担、スポーツ振興くじの特定金額及び東京都の負担により賄うこととしている。

【別紙】

運営費交付金算定ルール

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) \times \alpha 1 (\text{係数}) + R(y) \times \alpha 2 (\text{係数}) + P(y) \times \gamma (\text{係数}) - B(y) + \varepsilon(y)$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

$\alpha 1$: 一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$\alpha 2$: 事業経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

γ : 人件費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等の一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

○一般管理費

$$C(y) = C(y-1)$$

C(y) : 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入及び災害共済給付勘定受入金を財源とする一般管理費を除いた一般管理費。

C(y-1) : 直前の事業年度におけるC(y)。

○事業経費

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \delta$$

R(y) : 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害共済給付勘定受入金及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を財源とする事業経費を除いた事業経費。

R(y-1) : 直前の事業年度におけるR(y)。

β : 物価調整係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

δ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○人件費

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma$$

P(y) : 当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。

P(y-1) : 直前の事業年度におけるP(y)。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○自己収入

$$B(y) = B(y-1) \times \lambda$$

B(y) : 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害共済給付勘定受入金及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を除いた自己収入の見積り。

B(y-1) : 直前の事業年度におけるB(y)。

λ : 改善努力係数。実績及び実績見込等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に中期目標期間中の予算を試算。

一般管理費に係る効率化係数 $\alpha 1$ 0.989

事業経費に係る効率化係数 $\alpha 2$ 0.989

人件費に係る効率化係数 γ 0.989

業務政策係数 δ 1.000

改善努力係数 λ 1.022

人件費調整係数 σ 1.000

物価調整係数 β 1.000